

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 (基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・山梨県は県税の賦課徴収に関わる事務を行うため、山梨県税務システムを使用している。
- ・当該システムの運用維持管理業務は外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いに関して必要な事項については、「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を委託契約に含めて締結し、これらの遵守を求めている。
- ・また、個人情報の大量漏えい等の脅威に対抗するため「税務システムセキュリティ実施手順書」を定め、人的情報セキュリティ対策、物理的情報セキュリティ対策、技術的情報セキュリティ対策及び運用による情報セキュリティ対策を講じている。

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの ・地方税法特別税等に関する暫定措置法による地方税法特別税の賦課徴収又は地方税法特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務(個人事業税、不動産取得税、自動車税等) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理業務 4. 納税者の宛名情報の管理を行う宛名管理業務 ① 納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受け付け、確認を行う。 ② 関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。 ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。 ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ⑥ 納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。 ⑦ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。 ⑧ 納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。 ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑪ (⑩)督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。
③システムの名称	税務システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分について記載)、国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表の第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055(223)1408 ファックス番号:055(223)1409 利用時間:8時30分～17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県総務部税務課システム管理担当 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁北別館4館) 電話番号:055(223)1388 ファックス番号:055(223)1390
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の法令で定められた範囲のみにおいて、地方税法等により定められた手続・様式により取得するため、納税者本人の情報を取得することとなる。また、他機関から入手する情報も、これらの法令で定められた範囲・方法による取得に限定する。 また、本人から個人番号の提供を求める場合の措置は、番号法等の法令に基づき、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。	
9. 監査			
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	県税の賦課徴収に関する事務で利用する端末は、その用途とリスクに応じて適切な方法で認証を行う。個人ごとに付与したユーザID及びパスワードによる認証を行う場合、ログインに必要なパスワードは税務システムセキュリティ実施手順に従い堅牢なものを設定し、厳重な管理と定期的な変更を行うよう義務付ける。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部税務課長 鷹野 正則	総務部税務課長 保坂 陽一	事後	人事異動
平成29年4月28日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数	平成27年2月27日時点	平成29年4月28日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により申告書等の確認を行う。 ③納税者からの納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。	①納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受け付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。 ③納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。	事後	全項目評価書の変更による
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部税務課長 保坂 陽一	総務部税務課長 今井 幸一	事後	人事異動
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数	平成29年4月28日時点	平成30年4月27日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	課長 今井 幸一	課長	事後	様式変更
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数	平成30年4月27日時点	平成31年4月26日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数	平成30年4月27日時点	平成31年4月26日時点	事後	時点修正
令和1年5月31日	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数	平成31年4月26日時点	令和2年4月20日時点	事後	時点修正
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数	平成31年4月26日時点	令和2年4月20日時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数	令和2年4月20日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目－2. 取扱者数	令和2年4月20日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目－1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目－1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年5月27日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の第16項及び第89項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表の第24項	事後	番号法改正等による変更
令和6年5月27日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 及び 同法別表第二の第28項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49項	事後	番号法改正等による変更
令和6年10月1日	I 関連情報－9. 規則第9条第2項の適用	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和6年10月1日	Ⅱ－8. 人手を介在させる作業	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和6年10月1日	Ⅱ－11. 優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目－1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正